最終更新日:2017年7月27日
近畿車輛株式会社
代表取締役社長　岡根 修司
問合せ先:総務部　TEL 06-6746-5222
証券コード:7122
http://www.kinkisharyo.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、従来から企業理念「我々は、常に誠意と熱意を持って、優れた技術と創造力を発揮し、豊かで快適な人間環境の実現に貢献します。」の達成と持続的成長、企業価値の最大化を目的とし、その達成過程の透明性を確保するためには、コーポレート・ガバナンスが重要であると認識しております。取締役会においては、相互の経営監視の観点に配慮しつつ、担当業務を定め、より公正で迅速な経営を行うよう、監査役会においても監査の充実を図り、それぞれに独立役員、社外役員を選任、透明性の維持と活性化に努めております。一方で適正な業務組織と分掌事項を設定し、効率的に事業を推進いたしております。
以上に加え、適宜適切に情報開示を行い、株主の権利を尊重し、平等性を確保して、公正で透明性の高い、健全な経営を目指しております。さらに、IR活動を通して投資家や株主の皆様の理解を得るとともに、当社への意見を吸収しております。当社は、今後も株主の皆様だけでなく、当社を取り巻くステークホルダーの皆様とも信頼関係を構築し、共存共栄を目指した企業経営に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4】
当社の株主構成に鑑みて、相対的に海外投資家比率は高くないため、20%を超えた場合は、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳の検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4】
＜政策保有に関する方針＞
営業、生産、調達といった当社の企業活動に持続的に資すると総合的に判断できる取引先との信頼関係を保ち関係を維持、強化する目的で保有しております。
＜議決権行使の基準＞
画一的で短期的な基準で判断せず、投資先企業の中長期的成長を重視した経営が行われるかを経営方針、戦略等を尊重した上で判断しております。

【原則1－7】
当社と役員個人との取引及び当社と当社取締役が代表権をもつ会社との取引など会社法に定める利益相反取引については、法令等の定め及び社内規定に従い、取締役会で承認し、実績を報告することとしております。また、主要株主との間で行う取引(関連当事者間の取引)については、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することがないよう取引実績等を勘案し、交渉により決定しております。

【原則3－1】
(1)経営理念や中長期の事業方針を当社ホームページにて開示しておりますのでご参照下さい。

(2)本報告書「Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」をご参照下さい。

(3)取締役の報酬は、株主総会で承認された限度額内において、月額報酬分と常勤役員については業績連動分を加え、職責と成果を反映したものとして取締役会の委任を受けた代表取締役社長が基準に基づき配分しております。
監査役の報酬については、株主総会で承認された限度額内において、監査役の協議で決定しております。
なお、退職慰労金制度については、平成16年6月29日開催の第92回定時株主総会の日をもって廃止しております。

(4)取締役候補者の指名に当たっては、取締役会全体のバランスを重視し、候補者の過去の実績に基づき適材適所を念頭に代表取締役社長がそれぞれの候補者を推薦し取締役会が決定しております。また、監査役候補者の指名に当たっては、過去の実績に基づき当社の業務執行監査を行うことのできる能力を持つことを念頭に、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定しております。

(5)社外役員については、それぞれの経歴から豊富な経験と高い見識を持たれており、いずれも適任であると判断いたしております。取締役及び監査役の経歴及び選任理由を株主総会参考書類において開示いたしております。

【補充原則4－1－1】
当社は、取締役会においては、法令及び定款に定められた事項のほか取締役会付議基準に基づき、重要な事項を決定・監督しております。また、迅速化を図るため、職務権限制度により経営陣に対する委任範囲を明確にしております。

【原則4－9】
当社は、会社法及び東京証券取引所の定める独立性判断基準を準用しております。また、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役に選定しております。

【補充原則4－11－1】
当社では、現在、常勤の取締役8名、非常勤の取締役5名(うち、2名は社外取締役、2名は独立社外取締役)の13名の取締役が就任しております。取締役会は、経営、鉄道車両の設計、製造、営業等の当社事業を構成する主要分野において専門的知識と豊富な経験を有した取締役に、独立性、客観性を確保するため独立社外取締役を加えて、バランス良く構成されており、規模としても適正と考えております。

取締役の選任に関する方針・手続きについては、原則3－1（4）をご参照下さい。

【補充原則4－11－2】
取締役・監査役の他社での兼任状況は、事業報告書等において毎年開示しております。

【補充原則4－11－3】
全取締役、監査役による取締役会の実効性の分析・評価を実施しております。その結果、取締役会では、運営が概ね適切に行われており、意思決定事項の審議過程において活発な議論が交わされること等、実効性は確保されていると評価されました。
なお、課題を把握するための議論の活性化などに努め、当社は、取締役会のさらなる充実を図ってまいります。

【補充原則4－14－2】
取締役・監査役は、過去の経験に基づく幅広い知識を有しておりますが、それに加えて役員として必要な法的責務、役割、業界や事業内容に関する情報・機会等の提供を就任時を含め行っております。

【原則5－1】
・株主との対話全般については、取締役総務部長が統括しております。
・株主との対話にあたっては、総務部及び経理部が中心となり、社内の関連部署と適切に情報共有・連携の上実施しております。
・IR活動の一環として、当社ホームページに投資家向けのページを設け、事業方針や決算情報などを掲載し、情報提供の充実を図っております。
・対話で得られた株主の意見を経営陣幹部に随時フィードバックしております。
・情報開示にあたっては、関連法規や社内規定を遵守し、インサイダー情報管理に留意しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（近畿日本鉄道株式会社退職給付信託口）	2,084,600	30.17
近鉄グループホールディングス株式会社	970,800	14.05
西日本旅客鉄道株式会社	345,400	4.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	304,500	4.40
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL（常任代理人ゴールドマン・サックス証券株式会社）	293,615	4.25
立花証券株式会社	229,100	3.31
日本生命保険相互会社（常任代理人日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	178,157	2.57
UBS AG LONDON A／C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT（常任代理人シティバンク銀行株式会社）	140,100	2.02
ROYAL BANK OF CANADA TRUST COMPANY （CAYMAN）LIMITED（常任代理人立花証券株式会社）	125,300	1.81
株式会社三菱東京UFJ銀行	105,370	1.52

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

2017年4月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、エフィッシモ　キャピタル　マネージメント　ピーティーイー　エルティーディーが2017年3月31日現在で669,900株（発行済株式総数に対する所有株式数の割合：9.70%）の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては実質所有状況の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

大株主の近鉄グループホールディングス株式会社の出身者が、当社代表取締役社長として1名、当社常務取締役として2名就任しております。
近畿日本鉄道株式会社の取締役専務執行役員が非常勤の社外取締役として1名、また、同社の監査役が非常勤の社外監査役として1名就任しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
齊藤 紀彦	他の会社の出身者											
小森 悟	学者											
加藤 千明	他の会社の出身者					○		○				
松岡　俊宏	他の会社の出身者					○						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齊藤 紀彦	○	株式会社きんでん 相談役 独立役員	経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立的立場から当社経営に客観的ご意見をいただいており、社外取締役として当社経営に参画することが相応しいと判断しております。なお、東京証券取引所が定める独立性要件をいずれも満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない者と判断しております。
小森 悟	○	京都大学 名誉教授	学識経験者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立的立場から当社経営に客観的ご意見をいただいており、社外取締役として当社経営に参画することが相応しいと判断してお

		独立役員	ります。なお、東京証券取引所が定める独立性要件をいずれも満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない者と判断しております。
加藤 千明		近畿日本鉄道株式会社 取締役専務執行役員	鉄道システムに対する方向性などについて、近畿日本鉄道(株)の経営に携わってきた豊富な経験と幅広い見地から当社経営にご意見をいただいており、社外取締役として当社経営に参画することが相応しいと判断したため選任しており、当社の社外取締役として適任であると判断しております。
松岡　俊宏		西日本旅客鉄道株式会社　常務執行役員	西日本旅客鉄道株式会社での経験に基づき、幅広い見地から鉄道に関する今後の課題など当社経営にご意見をいただくことが期待できることから、社外取締役として当社経営に参画することが相応しいと判断したため選任しており、当社の社外取締役として適任であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役及び会計監査人は、監査計画、監査重点項目等監査業務に関して適宜情報・意見交換を行い、相互に連携をとり監査業務にあたっております。また、監査報告書を作成する際は、会計監査人は監査役に対して詳細に報告するほか、監査全般に対する意見交換及び情報交換を行い、効率的な監査を実施しております。
監査役及び監査部は、適宜、連絡の場を設けて互いの内部監査の進捗状況を確認するほか、日常的に情報、意見交換を行って、相互に連携をとり監査業務にあたっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
三浦 均	他の会社の出身者							△						
余部 信也	他の会社の出身者													
美根 晴幸	弁護士													
松下 育夫	他の会社の出身者							△		△				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三浦 均		西日本旅客鉄道株式会社 出身者	西日本旅客鉄道株式会社における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断したため選任しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。
余部 信也	○	日本生命保険相互会社 出身者 独立役員	日本生命保険相互会社における豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を含む幅広い見識を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断したため選任しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。なお、東京証券取引所が定める独立性要件をいずれも満たしており、一般株主との利益相反が生じるおそれのない者と判断しております。
美根 晴幸		顧問弁護士	長年弁護士として培われた見識と経験を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断したため選任しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。
松下 育夫		近畿日本鉄道株式会社 監査役	近鉄グループホールディングス株式会社における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制に活かしていただけるものと判断したため選任しており、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社においては、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、株主総会で承認された限度額内において、月額報酬分と、常勤役員については業績連動分を加えるとともに、役員持株会に加入し、毎月一定額以上を当社株式の購入にあてており、当社株価の上昇へのインセンティブを設けております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役に支払った報酬総額 148百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会で承認された限度額内において、月額報酬分と常勤役員については業績連動分を加え、職責と成果を反映したものとして取締役会の委任を受けた代表取締役社長が基準に基づき配分しております。
監査役の報酬については、株主総会で承認された限度額内において、監査役の協議で決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外役員の調査等の依頼に対しては、常勤の取締役と総務部、監査役またはその専任の社員が即座に対応し、社外取締役及び社外監査役による円滑な監督、監査業務が可能な体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社の業務執行体制は、取締役が13名、うち社外取締役は4名（うち2名を独立役員として指定）で、取締役相互の経営監視に加え、社外取締役は客観的立場からの助言、指導や業務執行に対する監督を行っております。また、監査役制度を採用しており、監査役4名全員が社外監査役（うち1名を独立役員として指定）で、各監査役は法務などそれぞれの専門的見地から経営の監査を行っております。
会社法第427条第1項並びに定款第26条及び第35条の規定により、社外取締役及び非常勤の社外監査役の全員との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
中・長期にわたる経営全般に係る業務は、中期経営計画及びそれをブレークダウンした事業方針に基づき推進しております。社長が業務の執行を統括し、各取締役が担任・担当業務を執行しております。法令並びに定款で定められた事項に加え、取締役会付議基準に定められた重要事項は、定例で年間8回、必要に応じて臨時に開催される取締役会に付議されるほか、毎週1回、常勤の取締役及び監査役、理事並びに子会社社長等が集まる経営会議を開催し、経営会議付議基準に定められた重要事項に係る審議並びに業務報告及び情報交換を行い、グループ全体での課題の共有に努めております。こうした定例的な会議に加え、重要事項と考えられるテーマについては、適宜、戦略会議を開催するほか、各種委員会やプロジェクトチームを立ち上げて対応しております。
内部監査部門として、監査部を設け、専任の社員5名を配置しております。監査部は、「内部監査規則」「内部監査実施要領」「内部統制監査規定」などに従って当社や子会社の監査を実施し、業務が適正に遂行されているかを確認しております。
監査役会は「監査役会規則」「監査役監査基準」に従って監査方針、監査計画等を策定したうえ監査を実施し、監査報告書を作成しております。
監査役は取締役会に出席するほか常勤監査役は週1回開催される経営会議などの重要な会議に出席し、意見を述べております。監査役は各取締役から「取締役業務執行確認書」及び「内部統制システムの整備・運用に係る取締役の職務の執行状況報告書」の提出を受け、業務執行状況の聴取を行っております。また、重要な文書の回覧を受けるほか、監査部や会計監査人との意見交換を行うなど、相互に連携して取締役の業務執行の合理性、適法性等を監視しております。
また、監査役（会）は、代表取締役と定例的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うなど、代表取締役との相互認識を深めるよう努めております。
監査役の職務を補助するために、専任の社員1名を配置しております。
会計監査人は有限責任あずさ監査法人で、平成29年3月期の会計監査業務を執行した公認会計士は中畑孝英、安井康二の2名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社の業務執行体制は、取締役が13名、うち社外取締役は4名（うち2名を独立役員として指定）で、取締役相互の経営監視に加え、社外取締役は豊富な経験と幅広い見識に基づく客観的立場からの助言、指導や業務執行に対する監督を行っております。また、監査役制度を採用しており、監査役4名全員が社外監査役（うち1名を独立役員として指定）で、各監査役は弁護士、他企業での監査役、経営経験者といった高い専門的知識と豊富な経験に基づく見地から経営の監査を行っております。上記により、社外からの客観的・中立的な監督または監査が行われていると考えられるため、現在の体制を採用しており、現状の体制でガバナンス体制が機能していると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	当社ウェブサイトにおいて招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページの「株主のみなさまへ」において、決算短信をはじめ、適時開示資料や有価証券報告書、株主総会の招集通知を開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部及び経理部にて担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理行動規範を定め、ステークホルダーとの関係を定めており、「企業倫理行動規範」を全社員に配布し、周知を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	全社でISO14001を認証取得しております。 当社は鉄道車両の設計・製造等に関わるあらゆる企業活動において、環境目的・目標を定め、見直しを行いながら、継続的な環境保全と改善活動に取り組んでいます。 ・社員一人ひとりが環境問題への関心を深め、責任ある行動をし、環境の保全に努めます。 ・製品の製造及びサービスに用いる資源、エネルギーを有効に活用します。 ・環境に関する法規制を守り、地球環境負荷の低減に積極的に取り組みます。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	正確な企業情報を適宜・適切に開示し透明な経営に努めることを行動規範において定め実行しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

会社法に基づく、会社の業務の適正を確保するための内部統制システムの体制整備の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
役員及び社員の行動の拠り所となる「経営方針」において、規範の遵守が経営の根幹であるとの信念を明示するとともに、具体的指標となる「企業倫理行動規範」を制定し、これを周知するための処置をとる。
また、法令及び企業倫理に則った企業行動を推進するため、「コンプライアンス（企業倫理）委員会」を設置するとともに、「コンプライアンス（企業倫理）統括チーム」を設け、具体的な仕組み作りや社内研修などを実施する。さらに、法令や企業倫理、社内規定に反する行為が発生した場合に、これを早期に発見、是正するため、「コンプライアンス社内通報規則」を設け、社員からの通報や相談を受け付ける体制を整備する。
内部統制を整備・運用する部門が定期的な点検を実施する一方、内部監査機能を強化するため、「監査部」を設置している。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
法令及び定款で定められている事項に加え、対象、担当、期間、管理方法などを明記した「文書取扱規定」などの社内規定を整備し、これらに則った適切な保存、管理を実施するとともに、担当部署が定期的な保存、管理状況の点検などを実施する。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
事業などのリスクを適切に管理するため、リスク管理に係る諸規定類を整備し、各部署における内部牽制を図るとともに、重要な案件については、必要に応じて取締役会及び「経営会議」などの会議体において、個別のリスクの管理について審議を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は中長期経営計画を策定し、会社として達成すべき目標を明確化する。
社長が業務の執行を統括するとともに、適正な業務組織と分掌事項を設定する。また、経営環境の変化に迅速に対応できるよう、取締役相互の経営監視の観点に配慮しつつ、担当業務を明確に定め、取締役による迅速な意思決定を図っていく。
役員間の情報の共有と効率的な意思決定を図るため、「経営会議」など当社独自の会議体や、個別の経営課題毎の委員会組織を状況に応じて設置する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社毎の責任経営を原則としたうえで、適正な統治を図るため、「関係会社管理内規」に基づき、経営上の重要な事項に関しては当社の事前承認または当社への報告を求める体制を構築する。
また、子会社との間での取引の公正を確保するため、通例的でない取引については、法令で定める特段の審査手続を設けるとともに、「コンプライアンス社内通報規則」の通報窓口を子会社にも開放し、それぞれの会社に周知することで、企業集団におけるコンプライアンスの実効性を確保する。
「監査部」は、法令に定めのある場合のほか、必要に応じて子会社の監査を実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
取締役及び取締役会は、監査役及び監査役会の監査に関する事務を処理するため、「監査役付」の職務を設ける。「監査役付」の社員は、専ら監査役の指揮を受け、その評価については、常勤の監査役が行う。また、その異動については予め常勤の監査役の同意を得る。

7. 当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社の取締役及び社員並びに子会社の役員及び社員は、コンプライアンスに違反する事実及び会社に著しい損害を及ぼす事実並びにそのおそれのある事実を知った場合、適時適切な方法で当社の監査役に報告する。
監査役は取締役会、さらに、常勤の監査役は「経営会議」などの重要会議に出席することができる。また、業務執行に係る文書その他重要な文書の回覧を受け、必要に応じて子会社から営業の報告を求めることができる体制を確保する。
「コンプライアンス（企業倫理）統括チーム連絡会」に常勤の監査役が出席し、当社及び子会社のコンプライアンス上の諸問題について報告を受ける体制を確保する。

8. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
通報者は、「コンプライアンス社内通報規則」に基づき、当該報告をしたことを理由として、会社及び他の社員等からいかなる不利益をも受けない権利を有することを保証する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務を執行するうえで必要な費用について、毎年、適正な予算を確保し、前払等の請求があったときは、速やかに当該費用または債務を支払う。

10. その他会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役及び取締役会は、監査役が何時でも取締役及び社員に対し必要な報告を求め、会社の業務及び財産の状況を調査し、日常の業務について意見を述べる体制を確保するほか、監査役の監査に関する体制の整備に当たっては、監査役及び監査役会の同意を得る。

11. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われるよう体制の整備及び運用を行う。また、その体制が有効かつ適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を行う。

基本方針、内部統制管理、内部統制の役割と責任、内部統制行動指針、内部統制の有効性評価で構成される「内部統制指針」を制定している。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力、団体に対しては、「企業倫理行動規範」に基づき、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断することを基本方針としている。また、平素から所轄の警察署や顧問弁護士等の外部専門機関と関係を構築し、不当な要求には外部専門機関と連携して組織的に対応する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、特定関係事業者など主要株主が所有する株式の議決権割合に鑑みて、現時点では買収防衛策を導入いたしておりません。
しかしながら、当社の企業価値や株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な買付者が出現する可能性が生じた場合には、買収防衛策の導入の是非、必要性等を含めて検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

コーポレートガバナンス体制の概要

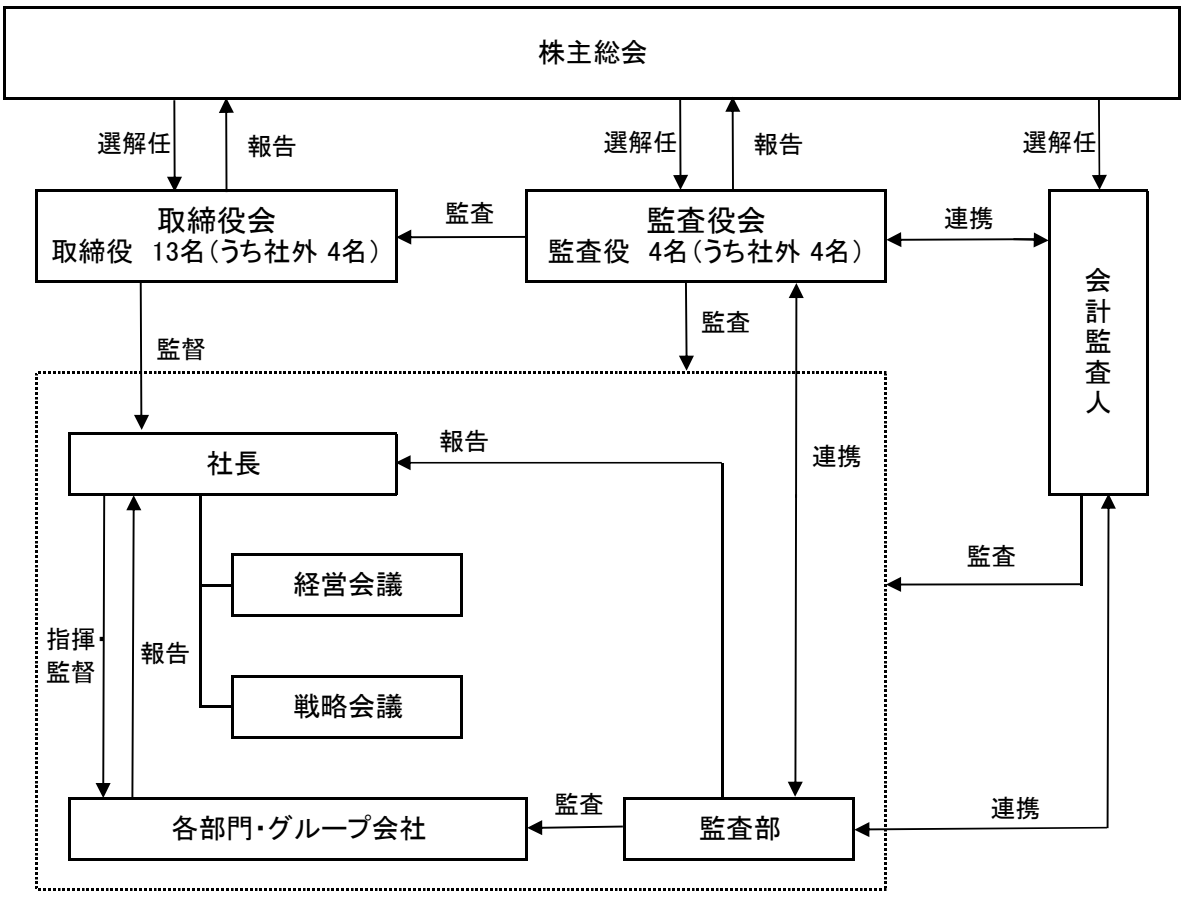

適時開示体制の概要

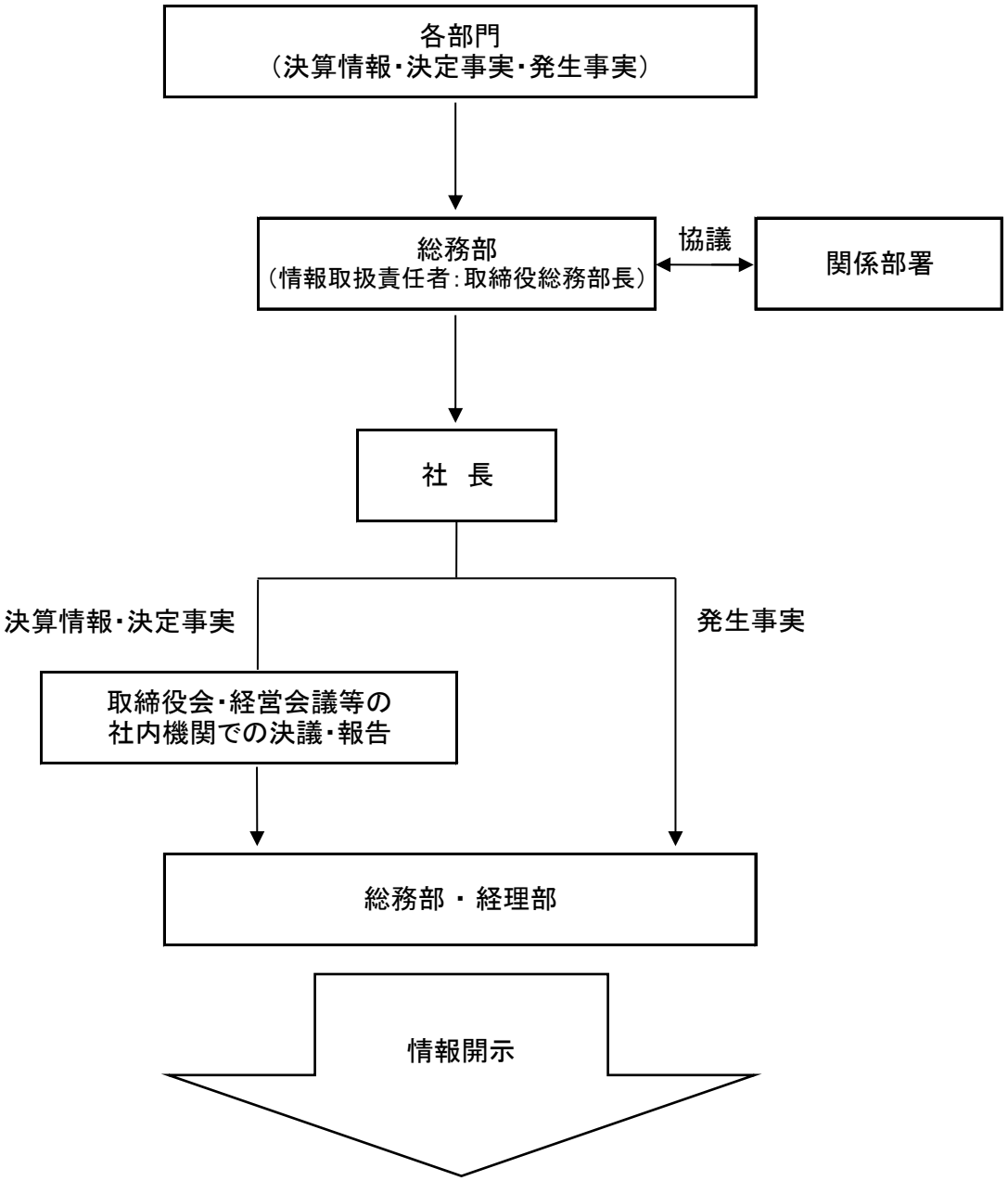
各部門
（決算情報・決定事実・発生事実）
総務部
（情報取扱責任者：取締役総務部長）
協議
関係部署
社　長
決算情報・決定事実
発生事実
取締役会・経営会議等の
社内機関での決議・報告
総務部 ・ 経理部
情報開示